

静峰ふるさと公園イルミネーション設営等業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

那商委第26号 静峰ふるさと公園イルミネーション設営等業務委託

2 委託の概要

(1) 委託業務内容

「静峰ふるさと公園イルミネーション設営等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりのとおり

(2)業務の期間:契約締結の翌日から令和8年1月16日(金)まで

(3)提案見積額の上限:9,000千円(税込)

3 資格要件

企画提案者(以下「参加者」という。)の資格要件は、市の物品役務等に係る競争入札参加者登録名簿に登録されている(もしくは企画提案書提出時までに登録が予定されている)者であり、次の要件をすべて満たす法人又は団体(以下「法人等」という。)であること。

(1)仕様書に基づき、目的に沿った事業内容を適切に遂行できる法人等であること

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと

(3)破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始、若しくはこれらに類する倒産手続開始を第三者から申し立てられていないこと、自ら申し立てていないこと又は自ら申し立てる予定がないこと

(4)那珂市から指名停止措置を受けていないこと

(5)個人情報情報を適切に管理する能力・体制を有すること

(6)宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと

(7)公序良俗に反する活動を行っていないこと

(8)那珂市暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと

(9)応募書類提出時に法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。

4 スケジュール(予定)

募集開始	令和7年7月23日(水)
質問書提出期限	令和7年8月22日(金)
応募書類提出期限	令和7年9月10日(水)
審査委員会(プレゼンテーション)	令和7年9月18日(木)
審査結果通知	令和7年9月22日(月)

5 応募書類

(1)応募書類(①～⑤の書類を紙とデータ(PDF)で提出するものとします。)

①静峰ふるさと公園イルミネーション設営等業務委託企画提案応募申請書(様式1)

②宣誓書(様式2)

③企画提案書(様式自由)

- ・「6 選定に関する事項(1)選定基準」に示す評価項目に配慮した内容を記載すること
- ・全体が分かる「概要」と、部分ごとの「詳細」に分けて記載すること

④経費見積書(様式自由)

⑤法人等の概要書

次に掲げる書類又はその写しあるいはこれらに該当する書類がない旨を証明する書面を添付すること。証明書類は、いずれも発行後3か月以内のものの原本または写しを提出すること。

・組織体制、類似事業の実績を記載した法人等の概要書(参考様式)

・法人登記簿謄本

・総会等により承認を受けた決算であって直近のものに係る決算書、貸借対照表、損益計算書、営業報告書

・納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税

※必要に応じて、説明資料を添付することができます。その場合は、A4縦で4枚程度としてください。

(2)提出部数及び仕様等

①(1)の書類①応募申請書及び②宣誓書の原本1部、③～⑤をまとめて6部

・応募書類は、原則A4サイズで作成してください。

②(1)の書類④経費見積書は、仕様書に示す見積限度額以内とし、本事業実施にあたり必要な経費の全額を示すとともに、その内訳がわかるように記載してください。

(3)提出期限及び提出方法

①提出方法:紙は持参又は郵送、データ(PDF)はEメールにて提出

②提出期限:令和7年9月10日(水)午後5時まで(必着)

(4)参加資格を満たさない場合、及び応募書類に不備がある場合

①回答方法:メールにて連絡します。

②修正した応募書類の提出方法:Eメールにて提出

③提出期限:令和7年9月10日(水)午後5時まで(必着)

(5)応募に関する質問

①受付期限:令和7年8月22日(金)午後5時まで(必着)

②質問方法:静峰ふるさと公園イルミネーション設営等業務委託に関する質問書(様式4)をEメールにより問い合わせ先まで送付してください。

③回答方法:質問者及び提案者全員に対しEメール並びに市HPにて公開することにより回答します。

6 選定に関する事項

(1)選定基準

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとします。

- ①企画内容 70点
コンセプト、デザイン性、集客力・魅力、見積額
- ②業務遂行能力 30点
遂行能力・実績、安全性、維持管理

(2)選定方法

- ①市が設置する審査委員会において事業内容に関する審査を行い、事業者を選定します。
- ②評価点の合計が一定以上の参加者のみ合格とし、最も高い評価点を得た者を事業予定者に選定します。
- ③プレゼンテーションの実施
事前に提出された企画提案書(添付書類を含む)に基づきプレゼンテーションを行ってください。プレゼンテーションの実施日時等は、参加者に別途通知します。
 - ・日程:令和7年9月18日(木)
 - ・場所:那珂市役所 5階 502会議室
 - ・プレゼンテーションの時間は1事業者当たり20分までとします。
 - ・審査委員からの質疑応答(15分程度)があります。
 - ・プレゼンテーションには、3名までを上限とし、当該業務の責任者及び中心となる担当者が出席の上、説明を行ってください。なお、質疑応答には責任者・担当者、いずれが答えても構いません。

(3)失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ①審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ②他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③事業者選定終了までの間に他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4)選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、市ホームページに掲載します。

7 契約に関する事項

(1)契約手続

那珂市財務規則(以下「財務規則」という。)に定める随意契約の手続により、事業予定者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとします。

(2)委託料の支払い

委託料の支払いは、業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履

行していることを確認した上で支払います。

(3)再委託の制限

受託者は、委託事業を再委託することはできません。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、この限りではありません。

(4)守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することは禁じます。また、委託業務終了後も同様とします。

8 その他(留意事項)

(1)参加者は複数の提案書の提出はできません。

(2)提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

(3)提出された書類の内容は変更することができません。ただし、市や関係機関等との協議の中で事業内容を修正する場合があります。

(4)提出された書類等は返却しません。

(5)応募申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届(様式3)を提出してください。

(6)採択された企画提案書の著作権は那珂市産業部商工観光課に帰属します。また、提出された書類は、本事業の選定に関わる以外に参加者に無断で使用することはしません。なお、提出された書類の返却はしません。

(7)委託契約の締結にあたっては、地方自治法や財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。

(8)静峰ふるさと公園の現地及び保有機器の事前確認は可能とします。

(9)説明会は開催しません。

9 事務局(提出先・問い合わせ先)

那珂市産業部商工観光課 商工観光グループ (担当:山口)

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5

電話:029-298-1111(内線243)

FAX:029-352-1021

電子メール:syoukou-k@city.naka.lg.jp